

高砂市新たな学校づくり推進計画策定等業務委託 特記仕様書

1. 業務名称

高砂市新たな学校づくり推進計画策定等業務委託

2. 業務の目的

地域の声を積極的に取り入れつつ、教育環境の変化や施設課題に対応し、児童生徒に最適な教育環境を持続的に提供することを目的に、市域全体を視野に入れた適正規模適正配置及び学校施設のあり方、各小中学校の建て替えロードマップを併せた計画を策定する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

4. 業務内容

(1) 前提条件の整理

各種上位計画、関連事業、関係法令、文部科学省が示す諸制度や他自治体の動向等を調査・分析・整理する。

(2) 計画策定

計画については、素案・完成版の段階を経て策定することを想定している。業務全体を踏まえて検討した業務工程に基づき、最低限下記ア～キの内容を備えた構成で素案・完成版の作成・修正を行うこととする。各業務内容については各項目に付記したとおりとする。

ア 現状と課題の整理

市内10小学校及び6中学校の配置状況・校区・通学距離・学校施設・各校の沿革・教職員の配置状況・児童生徒数の推移、市の教育方針等の現状把握を行い、課題を整理する。

イ 児童生徒数及び学級数の推計

今後の開発動向や人口動向の影響も考慮した上で、計画の検討や実現に向けて必要な区別ごとに今後30年間の児童生徒数及び学級数の推計を行うこと。また、今後の状況変化に際し、市が再度推計を行えるよう、児童生徒数推計算出用データ(Excel)を作成・提供すること。

ウ 適正規模適正配置・校区再編の検討及び案の作成

ア・イ及び市が実施する市民アンケート調査結果、市民に対する意見聴取結果を踏まえ、検討過程においてその都度、案を作成すること。

エ 学校施設のあり方の検討及び案の作成

ア・イ及び市が実施する市民アンケート調査結果、市民に対する意見聴取結果を踏まえ、今後の学校施設の基本方針及び整備基準を検討し、案を作成すること。ま

た、防災拠点や他の公共施設との複合化・機能集約化等も踏まえた学校の運用形態についても提案を行うこととする。

オ 学校区全体図（校区再編図）等の地図作成

市ホームページ等広報への掲載用（jpg もしくは png 形式）としても使用できる学校区全体図（校区再編図）等を作成する。なお、データについては校区再編決定前後及び検討過程においてその都度、作成すること。

カ 概算事業費の算定

上記ア～エにおいて検討した内容を基にすべての学校整備・再編に通常見込まれる概算事業費を算出し、対比すること。

また、補助金や民間活力等の事業費を軽減するためのアイデア・手法を提案し、概算事業費の算出及び対比・分析すること。

キ 整備・再編スケジュールの検討

上記ア～カにおいて検討した内容や学校施設の築年数等から、整備・再編順序の提案を行うとともに、市の財政負担を見据えた整備・再編スケジュールを提案・作成すること。

（３）市民に対する意見聴取

高砂市新たな学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）での検討に使用する資料として、適正規模適正配置・校区再編、学校施設のあり方について、市が実施する市民アンケート調査結果を踏まえ、市民との合意形成に向けた効果的な意見聴取の方法を提案し、実施支援を行うこと。また、意見聴取結果について、集計・分析し、それらをまとめた報告書を作成すること。

（４）会議の運営支援

審議会、高砂市教育施設整備庁内検討委員会及び高砂市教育施設整備庁内検討委員会幹事会（以下「庁内委員会」という。）が円滑に進行できるよう支援及び助言すること。

会 議 名	実 施 回 数	内 容
審議会	期間中 15 回程度	資料（答申書含）の作成 議事録・概要等の作成 次回に向けての課題・論点整理 運営に係る助言及び提案
庁内委員会	期間中随時	資料の作成 次回に向けての課題・論点整理 運営に係る助言及び提案

（５）住民説明会の開催支援

令和 6 年度及び令和 9 年度に市民への周知、素案の公表を目的に開催する説明会の資料作成や運営に係る助言及び提案等の開催支援を行うこと。なお、回数等は発注者と協議の上、決定することとし、必要に応じて適宜開催することとする。

(6) パブリックコメント実施支援

計画素案に対して令和 9 年 6 月頃にパブリックコメントを実施するため、実施支援及び助言・提案を行うこと。

(7) 計画の活用

策定した計画を実施するにあたり、必要なフォローアップや効率的な周知方法などの提案を行うこと。また、視覚的にイメージしやすく計画内容がわかりやすい周知資料の作成を行うこと。

(8) その他の提案・助言等

その他、計画策定及び業務の推進に必要な提案や助言をすること。

5. 成果品

成果品は次のとおりとする。

①意見聴取の結果報告書	30 部
②学校区全体図（校区再編図）等の地図データ	適宜
③審議会の議事録及び概要	各回 1 部
④高砂市新たな学校づくり推進計画	150 部（納期限は令和 9 年 9 月 10 日頃）
⑤高砂市新たな学校づくり推進計画【概要版】	200 部（納期限は令和 9 年 9 月 10 日頃）
⑥その他関連資料	1 式
⑦上記データを格納した電子データ（PDF 及び Excel、Word 等）	1 式

6. 委託料の支払

受注者は、各年度の業務終了後、成果品の検査を受け、これに合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。発注者は、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

7. 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、一部で、主要部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 成果品の利用及び著作権

(1) 受注者は、発注者に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権〔(著作権法昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条（翻訳権、翻案兼等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に定める権利を含む〕を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 発注者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、転写、漏洩をしてはならない。

9. 注意事項

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報取扱特記事項を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書において受注者の業務としたものにかかる経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は業務を円滑に遂行するために、逐次高砂市と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに市が必要と認める、訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

10. その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。